

○蕨市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

平成30年3月23日要綱第12号

改正

令和3年3月30日要綱第17号

令和3年8月17日要綱第33号

令和4年3月29日要綱第16号

令和5年1月31日要綱第4号

令和6年3月21日要綱第32号

蕨市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせた者に対し、予算の範囲内において蕨市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付及び手続に関し、この要綱に定めがない事項については、蕨市補助金等交付規則（平成4年蕨市規則第34号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息し、所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- (3) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- (4) 耳先カット手術 不妊手術又は去勢手術が既にされていることを識別できるように耳の一部をカットする手術をいう。
- (5) 不妊・去勢手術 不妊手術又は去勢手術をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に要する費用（当該猫が獣医師による診断の結果、既に不

妊・去勢手術済みと判明した場合における当該判明に要した費用等を除く。)とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者であって、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせ、かつ、当該手術に要する費用を負担したもの(当該手術について他の団体から補助金その他の補助措置を受ける者を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる手術の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 不妊手術 1頭につき6,000円
- (2) 去勢手術 1頭につき4,000円

2 補助対象経費が前項各号の補助金の額に満たない場合の補助金の額は、当該補助対象経費の額とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、蕨市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書その他の支払を証する書類
- (2) 不妊・去勢手術を受けさせた猫の手術前及び手術後の写真並びに手術後の耳先カット部分が見える写真
- (3) 不妊・去勢手術を受けさせた猫の一覧表(様式第2号)
- (4) 誓約書(様式第3号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請の期限は、不妊・去勢手術が実施された日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該手術が実施された日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、蕨市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助金に関する交付決定の取消し及び返還に係る規定については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和3年3月30日要綱第17号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年8月17日要綱第33号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和4年3月29日要綱第16号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の蕨市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱の規定は、施行日

以後の交付申請に係る蕨市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金について適用し、施行日前の交付申請に係る蕨市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年1月31日要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月21日要綱第32号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の蕨市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に行われた不妊・去勢手術に係る補助金について適用し、施行日前に行われた不妊・去勢手術に係る補助金については、なお従前の例による。